

カーテン定期メンテナンス業務委託契約 仕様書(案)

(令和8年4月)

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、当センターという）におけるカーテン定期メンテナンス業務について、次の通り定める。

1 契約期間 令和8年7月1日～令和13年3月31日

2 履行場所 大阪府吹田市岸部新町6-1
国立研究開発法人国立循環器病研究センター内

<想定作業フロア>

- ・一般病棟（多床室、シャワー室、処置室）
- ・特殊病棟（個室、シャワー室、処置室）
- ・外来（診察室、処置室）

3 支払方法 年度ごとに精算・算出
(支払額は実際に洗濯を実施した実績に基づき算出するものとする)

4 品目規格及び数量

(1) 洗濯するカーテン類（以下カーテンという）の品目、規格及び数量は、別紙1「カーテン台帳」を参考とすること。

5 基本的事項

(1) 当院が、高度急性期医療をはじめとした高度先進医療を提供する特定機能病院であることを理解し、安全で確実な保守管理業務を実施し、医療の質の向上に貢献できる体制を整えていること。

(2) 院内感染管理を充分理解し、スタッフの安全管理と寝具の安全性及び品質確保を図れること。また感染対策について積極的の情報収集し、院内に還元できること。

(3) 当院の経営状況を理解し、業務の効率化について提案・実行できること。

(4) 院内での接遇マナーに充分配慮し、事故防止などの徹底ができること。

(5) 業務を遂行するに当たって、以下のことを充たすこと。

① 業務遂行の基礎となる社内統一の業務運用マニュアルを備えており、当院が要求する運用に合わせて変更ができること。

② 当院が必要とする業務内容の変更に柔軟に対応できること。

(6) 当院のカーテンの洗濯中は代用カーテンを設置するため、カーテン台帳に記載のカーテンと同等の代用カーテンを受託者側で用意できること。

6 カーテン洗濯の基準

- (1) 契約期間中、各年度につき1回、全てのカーテンを洗濯すること。
- (2) 各年度の業務開始前又は開始後、一か月以内を目安に、当センターと協議のうえ、全部署の交換日を記載した実施スケジュール表を契約係へ提出すること。
- (3) 交換作業は、本院業務に支障がないように行うこと。
- (4) 交換作業については、別紙2「作業上の注意」を厳守すること。
- (5) (3)及び(4)にいう「交換作業」とは、次に掲げる作業を一連のものとして実施することをいう。

- ① 現行カーテンの取り外し及び洗濯
- ② 代用カーテンの取り付け
- ③ 現行カーテン洗濯後の取り付け（代用カーテンとの交換）

なお、代用カーテンが汚染されている場合は、洗濯をして保管すること。

- (6) 作業報告は、作業開始・終了の報告を当センター担当者に報告し、後日、実施したカーテンの数量等を記載した報告書を提出すること（報告書はカーテン台帳を使用し数量がわかるようにする）。なお、カーテン台帳に記載の数量やサイズと実際のカーテンが異なる場合は、実情について報告書を使用して申し出ること。また、やむを得ない理由によりスケジュールに変更が生じた時は、当センター担当者に連絡し了承を得ること。
- (7) カーテン台帳に記載された情報と実際のカーテンの数量・サイズ等が異なる場合であっても、作業は中断せず、現場の実情に基づいて業務を継続すること。その際、相違内容については速やかに当センター担当者へ報告し、作業実施後に提出の報告書に記載すること。

7 カーテンの洗濯方法

- (1) 本件洗濯業務をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づく確認を受けた工場で行うこと。
- (2) 受託者は、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、業務を行うこと。
- (3) 感染のカーテン類についての洗濯処理については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年十二月二十八日 厚生省令第九十九号）」等に定める方法もしくはそれと同等以上の方法で行うものとする。

8 作業従事者

- (1) 従事者の勤務態度が不良である場合、その他の理由により当院の運営に支障を来す恐れがあるときは、請負者に従業員の変更を命ずることができる。

- (2) 従事者は、言語、行動等に十分留意し、患者、職員等に不快感を与えることのないよう留意すること。
- (3) 伝染性疾患（眼疾患（疑い）を含む。）を業務に従事させてはならない。
- (4) 従事者は、使用したカーテンを取り扱う際には、感染予防上必ず手袋、マスクを着用し、手洗い・うがいの励行に努めること。

9 責任者

- (1) 請負者は、従事者の中から責任者を1名選任し、届け出ること。
- (2) 責任者は、次の業務を併せて行うものとする。
 - ・従事者を指揮監督し、必要な教育を行い、円滑な業務の推進を図ること。
 - ・建物、設備等の破損、異常等の発見及び事故等が発生したときは必要な措置をとり、速やかに本院担当者に報告し、その指示を仰ぐこと。

10 損害賠償責任

- (1) 請負者は、業務を起因とする損害及び従業員の故意又は過失による損害を国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び第三者に及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとする。

11 料金の請求方法

- (1) 請求額については、報告書にて報告した実数量に基づいて計算すること。請求書は毎年、全部署を完遂した月の翌月5日までに（指定する日が休日の場合は休日前の直近の営業日までに）提出すること。なお、支払いは実施月の翌々月末となる。

12 その他

- (1) カーテンの交換作業は、カーテン台帳に記載の全ての部屋を対象とし、ただし、診療業務の都合により、平日の作業が困難な部署については、土日での作業をお願いする場合がある。よって、土日での作業も想定の上、対応可能な体制を整えておくこと。なお、すべての作業を同一日に完了する必要はない。全ての部署の対象カーテンの交換作業を完了させることを目的とし、部署ごとの調整に基づき、複数日に分けて実施すること。
- (2) 業務従事者は、当該業務を確実に迅速に遂行し、日々の診療等に支障のないよう細心の注意をもって行うものとする。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項についてこれを定める必要が生じた時は、その都度、委託者受託者間において協議して定めるものとする。